

びわこモーターボート競走場LED照明更新業務 仕様書

1 業務名

びわこモーターボート競走場LED照明更新業務

2 所在地および施工箇所

滋賀県大津市茶が崎 1-2 びわこモーターボート競走場 競技総合センター

3 業務内容

(1) 業務概要

競技総合センターの蛍光灯および非常用照明をLED照明器具に改修するもの。

(2) 施工方法等

- ア 既設照明器具（安定器を含む）を撤去し、新設のLED照明器具を設置する。
- イ 既設の天井開口部を流用するが、既設の各器具の施工状態により既設穴との寸法が合わない場合については、受注者の負担により加工を行い施工すること。
- ウ 基準品で示した器具は発注者が調査し選定したものである。受注者においても現地確認を行い、既設器具に適合することを確認したうえで器具の発注を行うこと。
- エ 非常用照明器具は電源別置型とし、既存の別置電源に接続すること。
- オ 施工に伴い撤去した既設器具、部品等、施工に伴う不要な材料等は、受注者が関係法令に基づき適正に処分すること。（敷地内に廃材用のコンテナ等は設置可）
- カ 一部の既設器具についてはLED照明器具に改修済の箇所もあるが、本業務において同様に改修を行うものとする。なお、LED照明器具に改修済の箇所については、撤去した既設LED照明器具は再利用するため発注者の指示する場所に保管すること。
- キ 作業は、レース非開催日（ただし、前日検査日は除く。）に限定して実施すること。また、作業の実施時間は8:30~17:00のなかで、発注者との協議により決定すること。（別添「レース開催日程」参照。）
- ク 作業については安全確保を行うとともに、必要に応じて、養生等を行い設備に影響を与えないよう慎重に作業を行うこと。
- ケ 作業完了後は異常なく点灯するか確認を行うこと。

4 部品等仕様

本業務において使用する器具については基準品を設定する。同等品による見積の場合は、下記(2)の規格を満たすことの確認を事前に受けること。なお、基準品の後継機種は基準品とみなすので、確認は不要とする。

(1) 基準品および数量

仕様書別添1「基準品数量書」のとおりとする。

(2) 同等品基準

同等品は以下の規格を満たすものであること。

- ・既存器具の既設穴に設置できるサイズであること。（リニューアルプレートの使用可）
- ・器具の形状が各基準品と同種のものであること。
- ・基準品に調光、防湿、防雨等の特殊仕様の記載がある場合は同種のものであること。
- ・光源色が記載されている場合は±5%の範囲内の数値であること。
- ・基準品と同等以上の明るさ（光束）を有する器具であること。
- ・消費電力が各基準品と同程度（概ね5%の範囲内）以下の器具であること。
- ・光源寿命が各基準品と同程度（概ね5%の範囲内）以上であること。
- ・非常用照明（一体型・専用型）は電源別置型であること。

- ・非常用照明（一体型・専用型）の性能が基準品と同程度であること。

（３）設置箇所

仕様書別添２「器具配置図」および仕様書別添３「器具配置箇所一覧」のとおりとする。

５ 履行期間

契約の日から令和８年３月３１日（火）まで

６ 注意事項

- （１）本業務は、本仕様書を遵守し、施工すること。なお図面および仕様書に記載されていない事項は、下記図書（最新版）を参考とする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書
公共建築改修工事標準仕様書
設備工事標準図電気設備工事編
設備工事標準図機械設備工事編
建築工事監理指針
建築改修工事監理指針
電気設備工事監理指針
機械設備工事監理指針
- （２）上記３の「業務内容」の詳細およびこの仕様に関しては、現場を確認し、現状把握を十分に行うこと。
- （３）作業場所までの動線を事前に確認の上、部品や作業機器の搬入に際しては、施設に損害を与えないよう、安全に十分に注意して行わなければならない。
- （４）施工に必要な資機材については、受注者負担とする（電源等は使用可）。
- （５）現地確認は、レースの開催日程の都合上、下記９の問合わせ先に必ず事前に連絡のうえ、実施すること。

７ 瑕疵

業務の実施に当たり、施設、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担でこれを処理すること。

８ 関係法令の順守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を順守し、業務の円滑な遂行を図ること。

９ 問合わせ先

滋賀県総務部びわこボートレース局 施設警備係 担当：関目

住 所：〒520-0023 滋賀県大津市茶が崎１－１

電 話：077-522-1122

F A X：077-523-5240

１０ その他

仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ決定する。